

安芸広域市町村圏事務組合管理者 横山 幾夫

## 公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	
公売参加申込終了日時	
公売参加申込場所	室戸市役所 第1会議室
公売開始日時	令和 5年11月27日 午後 1時30分
公売締切日時	令和 5年11月27日 午後 1時40分
公売場所	室戸市役所 第1会議室
公売方法	期日入札
開札日時	令和 5年11月27日 午後 1時40分
開札場所	室戸市役所 第1会議室
売却決定日時	令和 5年11月27日 午後 1時40分
売却決定場所	室戸市役所 第1会議室
買受代金納付期限	令和 5年11月27日 午後 2時00分
買受代金納付場所	室戸市役所 第1会議室
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	
公売保証金納付場所	
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に抵触しない者
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
＜その他の事項＞	
1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。	
2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、ただちに再度入札を実施することがあります。	
3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。	
4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後でも取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。	
5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。	
6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。	
7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。	
8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時期が異なることがあります。	

## 公売財産一覧表

売却 区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1	軽自動車（三菱 e kワゴン） 車台番号：H82W-0514766 車名：三菱 形状：ステーションワゴン 型式：DBA-H82W 排気量：650cc 初年検査：平成20年11月		1,000